

議会に係る手続等のデジタル化について (会見資料)

令和5（2023）年4月27日
都道府県議会デジタル化専門委員会

委員会、本会議等へのオンラインによる出席等①

オンラインによる出席等について

- **オンライン委員会報告書（令和4年4月）後、総務省から新たな通知が発出されたこと等も踏まえ、あらためて考え方を取りまとめ**

委員会へのオンラインによる出席等について

- **委員会へのオンラインによる出席は条例等を整備すれば可能**
（令和2年4月30日総務省行政課長通知）
- **令和5年3月現在、都道府県議会の半数以上（29都道府県）が委員会条例等を整備済み**
- **委員会のオンライン開催の意義**
 - **コロナ禍や災害時などにおいても開催できる**
 - **育児、介護等の理由により議場に出席したくてもできない議員が出席できるようになる**

委員会、本会議等へのオンラインによる出席等②

本会議へのオンラインによる出席等について

- **本会議へのオンラインによる出席は認められていない。**
(地方自治法第113条及び第116条第1項)
- **本会議におけるオンライン質問については認められている。**
(令和5年2月7日総務省行政課長通知)

オンライン参考人等について

- **委員会・本会議へのオンライン参考人は認められている。**
(令和4年6月10日総務省行政課長通知)
- 現在活用例が少ない公聴会についても、オンライン公述人等を通じて、住民の意見を把握する手段として活用していくことが考えられる。

※ 協議及び調整の場（全員協議会等）については、開催方法等に係る法の定めがなく、オンラインで行うことができる。

議会に係る手続のオンライン化

現状

- 行政機関への申請や行政機関が行う処分通知等はオンラインにより行うことが可能（デジタル手続法）
- 地方議会は、デジタル手続法に規定する「行政機関」から除かれているため、地方議会に対する請願書の提出や、地方議会から国会に対する意見書の提出などはオンラインでは行えない。



地方制度調査会答申と地方自治法の改正

- 第33次地方制度調査会答申
多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や議会運営の合理化を図る観点から、議会に係る手続は「一括してオンラインによることを可能とするべき」
- 政府は、令和5年3月3日、議会に係る手続のオンライン化などを内容とする「地方自治法の一部を改正する法律案」を第211回通常国会に提出 ※4月26日（水）法案成立
- 本法律案が成立した場合、各地方議会は関連する手続のオンライン化について検討が必要

デジタル化に当たって留意すべき事項①

① 請願等

- 請願等のオンライン化に当たっては、議員の紹介、議員・請願者の署名等をどのような手続とするかなどについて検討が必要
- どのように本人確認を行ってきたかを改めて振り返り、手続全体を評価・検討することが求められる。

② 本人確認等

- 一般的には、ID・パスワードでの対応やカメラを使った動画像での確認
- 「地方自治法の一部を改正する法律案」が成立した場合、議会もマイナンバーカードの電子署名を活用することが可能
- 利便性・効率性、公開性・透明性、秘匿性、文書作成者の真正性の確保をバランスよく組み合わせていくことが重要

デジタル化に当たって留意すべき事項②

③個人情報等の取扱い

- 個人情報保護条例の規定により、議会として、個人情報の適切な取扱いに留意することが必要。議員も、議会の個人情報保護に努める責務
- デジタル化の進展は個人情報や非公開情報の漏洩の可能性や一度漏洩した場合の拡散のリスクが高まる側面があり、情報取扱いの適正性を確保する必要がある。

④その他

- 資産等報告書等の条例に根拠規定を置く手続は、該当する条例の改正によってオンライン化できる。
- 会議規則や規程、要綱等で定められている手続については、個々の手続について検討を行い、必要に応じて会議規則等の改正を行っていくことが求められる。

デジタル化が目指すもの

議会に係る手続等のデジタル化が目指すもの

- **デジタル化の検討は事務フローの見直しと併せて行うべき。**
紙の書類を単純に電子化させるだけでは、デジタル化によってかえって面倒になったという誤解を生じさせることにもなりかねない。
- **議会に係る手続等のデジタル化は、事務の効率化や能率化のためだけに行われるものではない。**
- **普通地方公共団体の重要な意思決定を担う議会が、住民からの負託に、より一層こたえていくために行われるべきものである。**
- **今後もデジタル化などの改革を進め、住民から信頼される開かれた議会を構築していくことが必要**